

奈良県文化会館公共施設等運営事業 基本協定書（案）

令和8年●月

奈良県

【代表企業】

【構成企業】

【構成企業】

目 次

第 1 条（目的及び解釈）	1
第 2 条（当事者の義務）	3
第 3 条（SPC の設立）	3
第 4 条（株式の譲渡）	4
第 5 条（実施契約の締結）	5
第 6 条（運営権の設定）	5
第 7 条（業務の委託等）	6
第 8 条（準備行為）	6
第 9 条（談合その他の不正行為による実施契約の不締結等）	6
第 10 条（暴力団排除に係る実施契約の不締結等）	7
第 11 条（実施契約不調の場合の処理）	8
第 12 条（本事業終了後の代表企業の責任）	8
第 13 条（秘密保持）	8
第 14 条（協定の変更）	9
第 15 条（有効期間）	9
第 16 条（疑義に関する協議）	10
第 17 条（準拠法及び管轄裁判所）	10

別紙 1 株主誓約書の様式

別紙 2 誓約書の様式

奈良県文化会館公共施設等運営事業（以下「本事業」という。）に関し、奈良県（以下「甲」という。）と【代表企業】、【構成企業】及び【構成企業】から構成される【コンソーシアム名】（以下、個別に又は総称して「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条（目的及び解釈）

- 1 本基本協定は、本事業に関して甲が実施した公募手続において乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、甲と乙の設立するSPCとの間において、本事業に関し、PFI法第22条第1項に基づき、本事業の実施に関する公共施設等運営権実施契約を締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるものとする。
- 2 本基本協定において用いられる用語は、次の各号に掲げるもの及び本文中において特に明示されているものを除き、募集要項において定められた定義と同義とする。
 - (1) 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
 - (2) 「SPC」とは、本事業を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
 - (3) 「供用開始予定日」とは、令和10年[4]月[1]日をいう。
 - (4) 「運営権」とは、本施設について、運営権設定日付でSPCに設定されるPFI法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。
 - (5) 「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号）をいう。
 - (6) 「各業務」とは、募集要項に定める本事業に係る業務を個別に又は総称していう。
 - (7) 「完全無議決権株式」とは、SPCの発行する株式で、SPCの株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（会社法第108条第1項第3号）をいう。
 - (8) 「議決権付株式」とは、SPCの発行する株式で、SPCの株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式をいう。
 - (9) 「業務委託契約」とは、SPC及び受託・請負者との間で締結される各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。
 - (10) 「刑法」とは、刑法（明治40年法律第45号）をいう。
 - (11) 「構成企業」とは、SPCの議決権付株式を保有する法人等をいい、本基本協定締結時点では【代表企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】をいう。
 - (12) 「事業期間開始日」とは、実施契約締結日をいう。

- (13) 「実施契約」とは、本事業の実施に関し、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき甲と SPC との間で締結される奈良県文化会館公共施設等運営事業実施契約をいう。
- (14) 「受託・請負者」とは、各業務の全部又は一部を SPC から直接受託し又は請け負う第三者をいう。
- (15) 「準備行為」とは、乙自らの費用及び責任において行う、本事業の実施に関して合理的に必要な準備に係る行為をいう。
- (16) 「代表企業」とは、構成企業のうち、適切な経営体制及びガバナンス体制を有し、乙を代表して応募手続を行う法人等又は第 4 条（株式の譲渡）第 7 項ただし書きに基づく変更後の法人等をいい、本基本協定締結時点では【代表企業名】をいう。
- (17) 「提案書」とは、本事業の公募手続において、乙が令和●年●月●日付けて甲に提出した提案書類一式及びその他提案書類一式について甲が乙に対して確認した事項に対する乙の回答（書面による回答（甲に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）をいう。
- (18) 「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）をいう。
- (19) 「法人等」とは、法人又はその他の団体をいう。
- (20) 「暴力団」とは、暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (21) 「暴力団員」とは、暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (22) 「暴力団員等」とは、暴力団員及び暴力団関係者を総称している。
- (23) 「暴力団対策法」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）をいう。
- (24) 「暴力団関係者」とは、暴力団員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (25) 「募集要項」とは、甲が令和 7 年 12 月 25 日付けて公表した奈良県文化会館公共施設等運営事業募集要項（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (26) 「募集要項等」とは、募集要項、甲が募集要項とともに募集要項と一体をなすものとして公表した要求水準書、事業者選定基準、様式集及び記載要領、実施契約書（案）、基本協定書（案）及び守秘義務対象開示資料（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに甲のホームページへの掲載その他の方法により公表した質問回答その他これらについて甲が発表した資料をいう。
- (27) 「本施設」とは、募集要項に示す奈良県文化会館（駐車場、前庭、広場を含む敷地内）をいう。

- (28) 「本施設引渡予定日」とは、本施設が甲から乙に引き渡される予定の日をいい、本基本協定締結時点においては令和9年3月31日を予定している。ただし、同日までに甲がこれと異なる日を指定した場合は、当該指定された日とする。
- (29) 「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）をいう。
- (30) 「役員等」とは、法人の役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。）の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等をいう。
- (31) 「要求水準書」とは、奈良県文化会館公共施設等運営事業要求水準書（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- 3 本基本協定における各条項の見出しあり、参考の便宜のためであり、本基本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 4 本基本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本基本協定に適用される。

第2条（当事者の義務）

- 1 甲及び乙は、本事業に関する、甲とSPCとの間での運営権の設定及び実施契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。
- 2 甲及び乙は、実施契約の締結のための協議においては、相手方の要望事項を尊重しなくてはならない。

第3条（SPCの設立）

- 1 乙は、本基本協定締結後、遅滞なく、実施契約の締結までに、募集要項等及び提案書に基づき、株式会社であるSPCを奈良県内に設立し、その定款の写し、履歴事項全部証明書及び印鑑証明書を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、SPCを設立した後速やかに、別紙1（株主誓約書の様式）の様式及び内容の株主誓約書を作成して甲に提出する。また、乙は、乙以外の者にSPCの完全無議決権株式を発行する場合、SPCを設立した後速やかに、SPCの完全無議決権株式を当初取得する乙以外の者から、別紙2（誓約書の様式）の様式及び内容の誓約書を徴求して甲に提出する。
- 3 SPCの設立時において、構成企業のすべてはSPCへ出資するものとし、SPCの議決権付株式を保有する者は構成企業のみとしなければならない。また、議決権付株式は、会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式でなければならない。
- 4 SPCの設立時から本事業終了の日までの間、代表企業によるSPCに対する出資額及びSPCの議決権付株式の保有割合は、SPCの株式を保有するすべての者

の中で最大でなければならない。ただし、甲の事前の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

第4条（株式の譲渡）

- 1 構成企業は、保有する SPC の議決権付株式の譲渡、担保権設定その他の処分（以下、総称して「処分」という。）を行う場合、時期を問わず、事前に書面による甲の承認を得なければならない。ただし、他の議決権付株式を保有する者に対して自らが保有する議決権株式の一部を譲渡する場合を除く。なお、SPC の議決権付株式を新たに発行する場合（ただし、他の議決権付株式を保有する者に割り当てる場合であって、割当後も代表企業の出資額及び議決権付株式数が他の SPC の株式を保有する者を上回る場合を除く。）、SPC が甲の事前の承認を受ける義務を実施契約に定めることを確認する。
- 2 乙は、保有する完全無議決権株式について、時期を問わず、その処分を行うことができる。
- 3 前二項の譲渡の際の譲受人は、次の各号に掲げる条件（前項の譲受人については、第1号から第10号までの条件）をすべて満たすことを要し、乙は、自らがかかる譲渡を行う場合には譲受人に係る当該条件を遵守する。なお、乙は、乙以外の者がかかる譲渡を行う場合については、本項と同様の譲渡先の制限に関する SPC の義務を実施契約に定めることを確認する。
 - (1) 実施契約締結日から3年が経過していること（ただし、構成企業に対して議決権付株式又は完全無議決権株式を新たに発行する場合はこの限りでない。）
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
 - (4) PFI 法第9条に示される欠格事由に該当しないこと。
 - (5) 破産申立がなされたとき、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされたとき若しくはこれらに類する手続開始の申立てがなされたとき、又は手形若しくは小切手が不渡りになったときに該当しないこと（ただし、甲が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）。
 - (6) 役員等が暴力団員でないこと。
 - (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (8) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与してい

ないこと。

(10) 前二号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(11) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(12) 本事業について甲がアドバイザリー業務を委託した者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(13) Japan National Orchestra 株式会社及びその役員が役員を兼任している企業でないこと。

(14) 甲の選定委員会の委員が属する企業、又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(15) 運営業務又は維持管理業務に当たる構成企業が募集要項に定める実績要件の充足を維持できること。

4 第1項第1文の承認にあたり、甲は、当該議決権付株式の譲受人が前項の各条件を満たし、かつ、当該譲渡がSPCの事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該譲渡を承認するものとする。

5 構成企業は、甲の承認を得てその保有するSPCの議決権付株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人及び他の構成企業との連名で、別紙1（株主誓約書の様式）の様式及び内容の株主誓約書をあらかじめ甲に提出するものとし、SPCが、当該譲渡を行った者に対し、第3項に掲げる条件を満たした上で譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、甲が必要とする情報を報告する義務を実施契約に定めることを確認する。

6 乙又は乙以外の者がその保有するSPCの完全無議決権株式を譲渡する場合、SPCが、かかる譲渡を行った者をして、その譲受人から、別紙2（誓約書の様式）の様式及び内容の誓約書を徵求の上あらかじめ甲に提出させるものとし、また、第3項に掲げる条件を満たした上で譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、甲が必要とする情報を報告する義務を実施契約に定めることを確認する。

第5条（実施契約の締結）

1 甲及び乙は、実施契約の締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

2 乙は、実施契約の締結に関する協議にあたっては、甲の要望を尊重する。

第6条（運営権の設定）

1 甲は、第3条に定めるSPCの設立後速やかに、実施契約、募集要項等及び提案書に基づき、甲の議会において本事業に係る運営権の設定及び指定管理者の指定

に関する議決が得られること並びに本事業の開始に向けた手続が円滑に進捗していることを条件として、本施設に対し、PFI 法第 19 条に基づき運営権を設定するものとする。

- 2 前項に基づき設定された運営権は、実施契約で別途定める効力発生要件が充足されることを停止条件としてその効力が発生するものとする。
- 3 第 1 項に定める運営権を設定したときは、甲は、SPC に対し、運営権設定書を交付する。この場合、乙は、SPC をして、SPC の費用により、PFI 法第 27 条に基づく運営権の登録に必要な手続を行わせるものとし、甲はこれに協力するものとする。

第 7 条（業務の委託等）

- 1 乙は、SPC をして、本事業に係る各業務のすべて又は主要な部分を受託・請負者に委託又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、募集要項等及び事業提案書に従い、SPC をして、事前に甲の承認を得た場合に限り、各業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、資料の収集、整理、及び単純な集計作業などの軽微な業務の第三者への委託及び請負については、甲と乙の協議により、これに係る承認手続を省略することができる。
- 3 前項により SPC から業務の実施を受託し又は請け負った代表企業及び構成企業は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

第 8 条（準備行為）

- 1 乙は、実施契約の締結前にも、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。
- 2 乙は、実施契約の締結後速やかに、前項の準備行為の結果を、SPC に対し引き継ぐものとする。

第 9 条（談合その他の不正行為による実施契約の不締結等）

- 1 甲は、乙が本事業の公募手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本基本協定を解除すること及び実施契約を解除し、又は実施契約を締結しないことができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 乙のいずれかが独占禁止法第 3 条の規定に違反し又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙のいずれかに対し、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）、同法第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は同

法第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条、第 8 条の 2、第 17 条の 2 若しくは第 20 条の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本基本協定に關し、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙のいずれかに独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙のいずれかに対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に公募手續が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙のいずれか（法人にあっては、その役員又は従業員を含む。）の刑法第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙のいずれか（法人にあっては、その役員又は従業員を含む。）の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否か、及び実施契約を解除するか否か又は実施契約を締結するか否かにかかわらず、提案書に記載した運営権対価又は県負担額の総額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金としての賠償金として甲が指定する期限までに支払わなければならぬ。乙が本基本協定を履行した後も、同様とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。
- 4 前二項の場合において、乙は、賠償金を連帶して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成企業であった者についても、同様とする。

第 10 条（暴力団排除に係る実施契約の不締結等）

- 1 甲は、乙のいずれかが第 4 条第 3 項第 6 号から第 10 号までのいずれかに該当

するときは、本基本協定を解除すること及び実施契約を解除し、又は実施契約を締結しないことができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

- 2 乙は、乙のいずれかが第4条第3項第6号から第10号までのいずれかに該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否か、及び実施契約を解除するか否か又は実施契約を締結するか否かにかかわらず、提案書記載の運営権対価又は県負担額の総額の100分の10に相当する金額を違約金としての賠償金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。
- 4 前二項の場合において、乙は、賠償金を連帶して甲に支払わなければならぬ。乙が既に解散しているときは、構成企業であった者についても、同様とする。

第11条（実施契約不調の場合の処理）

- 1 本施設引渡予定日までに、甲とSPCとの間で実施契約が締結に至らなかつた場合、実施契約に定める場合を除き、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。ただし、実施契約が締結に至らなかつた理由が甲の責めに帰すべき事由によるものであると認められるとき、甲は、乙が準備行為に要した費用について、合理的な範囲でこれを負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第9条（談合その他の不正行為による実施契約の不締結等）第1項又は第10条（暴力団排除に係る実施契約の不締結等）第1項の規定に従い実施契約が解除され又は実施契約が締結に至らなかつた場合には、甲は乙に対し、本基本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。

第12条（本事業終了後の代表企業の責任）

事業期間終了後、SPCが解散等を行う場合において、甲の請求があるときは、代表企業は実施契約に基づきSPCが甲に対して負担する義務を、実施契約の規定に従い免責的に引き受けるものとする。

第13条（秘密保持）

- 1 本基本協定の各当事者は、本事業又は本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者（事業者を除く。）に開示又は漏洩してはならず、本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となつた情報
 - (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (6) 甲が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
- 2 乙は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 3 前項の場合において、乙は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。

第 14 条（協定の変更）

本基本協定は、甲及び乙の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第 15 条（有効期間）

- 1 本基本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本基本協定の締結日から実施契約に定める本事業終了の日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本基本協定の規定に従い、実施契約が解除され又は実施契約が締結に至らなかった場合には、甲又は代表企業が相手方に対して書面で通知することにより、本基本協定の有効期間は終了する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第 2 項の規定に従って又は甲及び乙の合意により、本基本協定の有効期間が終了する場合については第 3 号、第 5 号乃至第 7 号に限る。）に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。
 - (1) 第 9 条（談合その他の不正行為による実施契約の不締結等）第 2 項から第 4 項まで
 - (2) 第 10 条（暴力団排除に係る実施契約の不締結等）第 2 項から第 4 項まで
 - (3) 第 11 条（実施契約不調の場合の処理）
 - (4) 第 12 条（本事業終了後の代表企業の責任）
 - (5) 第 13 条（秘密保持）
 - (6) 第 17 条（準拠法及び管轄裁判所）
 - (7) 本条（有効期間）

第 16 条（疑義に関する協議）

本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

第 17 条（準拠法及び管轄裁判所）

本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲並びに代表企業及びその他の構成企業がそれぞれ記名押印の上、甲及び代表企業が各1通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲及び乙が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年●月●日

(甲)

奈良県

知事

(乙) (代表企業)

(構成企業)

(構成企業)

別紙1 株主誓約書の様式

令和●年●月●日

奈良県知事

【●】 殿

株 主 誓 約 書

奈良県（以下「県」という。）並びに優先交渉権者である【代表企業】、【構成企業】及び【構成企業】（以下「当社ら」と総称する。）との間で、令和8年●月●日付けて締結された奈良県文化会館公共施設等運営事業基本協定書（以下「本基本協定」という。）に関して、当社らは、本日付けをもって、下記の事項を県に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この株主誓約書において用いられる用語は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- SPC が、令和●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 本日時点における SPC の資本金の額及び株主構成等は以下のとおりであること。

SPC の資本金の額 : 【●●●●●】 円

SPC の発行可能株式総数 : 【●●●●●】 株

SPC の発行済株式の総数 : 【●●●●●】 株

出資者（代表企業）

商号【商号】

出資額【●●●●●】 円

引き受ける株式の総数【●●●●●】 株

引き受ける株式の種類【●●●●●】 株式

出資者（構成企業）

商号【商号】

出資額【●●●●】円

引き受ける株式の総数【●●●●】株

引き受ける株式の種類【●●●●】株式

出資者（構成企業）

商号【商号】

出資額【●●●●】円

引き受ける株式の総数【●●●●】株

引き受ける株式の種類【●●●●】株式

- 3 本基本協定第4条（株式の譲渡）第1項第1文に基づく県の事前の書面による承認がある場合若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業である【代表企業】（以下「代表企業」という。）は、SPCの議決権付株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、本事業の事業期間中は、本基本協定第3条（SPCの設立）第4項ただし書きの場合を除き、代表企業を変更しないこと。
- 4 本基本協定第4条（株式の譲渡）第1項第1文に基づく県の事前の書面による承認がある場合若しくは同項ただし書きの場合を除き、当社らのうち代表企業でない構成企業である【構成企業】及び【構成企業】は、SPCの議決権付株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 5 当社らが保有するSPCの議決権付株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者及び他の議決権付株式を保有する者との連名でこの株主誓約書と同じ様式の株主誓約書を県に提出すること。
- 6 当社らが保有するSPCの完全無議決権株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者から本基本協定別紙2（誓約書の様式）と同じ様式の誓約書を徴求し県に提出すること。
- 7 当社らが保有するSPCの議決権付株式又は完全無議決権株式を譲渡する場合、当該譲渡の譲受人は、譲渡の時期を問わず、本基本協定第4条（株式の譲渡）第3項各号に掲げる条件をすべて満たすことを要し、当社らは、自らかかる譲渡を行う場合には譲受人に係る当該条件を遵守すること。

8 当社らを代表又は代理して本基本協定及びこの株主誓約書に署名又は記名捺印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、各社を代表して本基本協定及びこの株主誓約書に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。

9 当社らは、この株主誓約書に関する事項及び本基本協定に関して県より秘密情報として提供を受けた事項の内容を、当社らの役員、従業員、代理人及びコンサルタント、受託・請負者、金融機関等並びに SPCへの出資者（以下「役員等」という。）以外の第三者に漏らし、又は本基本協定の履行若しくは本事業の実施以外の目的に使用しないこと、並びに役員等に守秘義務を遵守させなければならないこと。ただし、次の各号に定める場合にはこの限りではない。

- (1) 当該情報の提供を受ける前に既に自ら保有していた場合
- (2) 本基本協定又は本事業に関して知る前に公知であった場合
- (3) 本基本協定又は本事業に関して知った後、自らの責めによらないで公知となつた場合
- (4) 本基本協定又は本事業に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合
- (5) 裁判所による開示が命じられた場合
- (6) 本事業に関する資金調達を図るために、合理的に必要なものとして開示する場合
- (7) その他、法令等に基づき開示する場合

以上

（代表企業）

【代表企業名】

（構成企業）

【構成企業名】

（構成企業）

【構成企業名】

別紙2 誓約書の様式

令和●年●月●日

奈良県知事

【●】 殿

誓 約 書

奈良県並びに優先交渉権者である【代表企業】、【構成企業】及び【構成企業】との間で、令和8年●月●日付けで締結された奈良県文化会館公共施設等運営事業基本協定書（以下「本基本協定」という。）に関して、当社は、本日付けをもって、下記の事項を奈良県に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この誓約書において用いられる用語は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日時点における当社が保有する SPC の完全無議決権株式の数は●株であること。当社がかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の額は●円であり、払い込み済みであること。
- 2 当社が保有する SPC の完全無議決権株式を譲渡する場合、本基本協定第4条（株式の譲渡）第3項第1号から第10号までに掲げる条件を満たすことを要し、また、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し、奈良県に提出すること。
- 3 当社を代表又は代理してこの誓約書に署名又は記名捺印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、当社を代表してこの誓約書に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。
- 4 当社は、この誓約書に関する事項及び本基本協定に関して奈良県より秘密情報として提供を受けた事項の内容を、当社の役員、従業員、代理人及びコンサルタント、受託・請負者、金融機関等並びに SPC への出資者（以下「関係者」という。）以外の第三者に漏らし、又は本基本協定の履行若しくは本事業の実施以外の目的に使用

しないこと、並びに関係者に守秘義務を遵守させなければならないこと。ただし、次の各号に定める場合にはこの限りではない。

- (1) 当該情報の提供を受ける前に既に自ら保有していた場合
- (2) 本基本協定又は本事業に関して知る前に公知であった場合
- (3) 本基本協定又は本事業に関して知った後、自らの責めによらないで公知となつた場合
- (4) 本基本協定又は本事業に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合
- (5) 裁判所による開示が命じられた場合
- (6) 本事業に関する資金調達を図るために、合理的に必要なものとして開示する場合
- (7) その他、法令等に基づき開示する場合

以上

【企業名】